

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	46 件
厚生年金関係	46 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、申立期間①から⑧までの標準賞与額に係る記録を、申立期間①は4万円、申立期間②は4万2,000円、申立期間③は3万6,000円、申立期間④は3万9,000円、申立期間⑤から⑧までは55万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月12日
② 平成15年12月29日
③ 平成16年7月10日
④ 平成16年12月29日
⑤ 平成17年7月9日
⑥ 平成17年12月29日
⑦ 平成18年7月8日
⑧ 平成18年12月29日
⑨ 平成19年7月14日
⑩ 平成19年12月29日

A社において、木材販売などの業務に従事しており、従業員は社長と私の2名だけだった。今回、ねんきん定期便により賞与の記録が無いことに気付いた。当時の給料支払明細書で賞与から厚生年金保険料が控除されていることが分かるので、早急に年金額に反映されるように、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間のうち、申立期間①から⑧までについて、申立人が提出した賞与に係る給料支払明細書により、申立人は、当該期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範

囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、申立人のA社における賞与の給料支払明細書の厚生年金保険料控除額から、申立期間①は4万円、申立期間②は4万2,000円、申立期間③は3万6,000円、申立期間④は3万9,000円、申立期間⑤から⑧までは55万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主からは、保険料を納付したか否かについて回答を得られていないが、当該期間に、当該事業所は厚生年金基金に加入しているところ、同基金においても当該期間に係る標準賞与額の記録は確認できず、同基金及び社会保険事務所(当時)が、いずれもこれを記録しないと考えることから、事業主は社会保険事務所に対して、当該期間の賞与支払に係る届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立人の申立期間のうち、申立期間⑨及び⑩については、申立人の平成19年7月支給分及び同年12月支給分の給料支払明細書において、賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていないことが認められる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 1768～1812（別添一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成16年7月10日

平成16年7月10日にA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、届出がされていなかったため記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る平成16年7月分の支給控除一覧表から、申立人は、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

（注） 同一事業所に係る同種の案件（45件）（別添一覧表参照）

別添

一 覧 表

事案番号	氏名	基礎年金番号	性別	生年	住所	標準賞与額
1768			男	昭和26年生		30万 円
1769			男	昭和38年生		50万 円
1770			女	昭和40年生		37万 円
1771			女	昭和27年生		35万 円
1772			女	昭和44年生		36万 円
1773			女	昭和39年生		50万 円
1774			男	昭和17年生		30万 円
1775			男	昭和50年生		38万 円
1776			男	昭和49年生		35万 円
1777			女	昭和26年生		30万 円
1778			女	昭和27年生		30万 円
1779			男	昭和51年生		32万 円
1780			男	昭和47年生		30万 円
1781			女	昭和51年生		30万 円
1782			女	昭和49年生		28万 円
1783			男	昭和47年生		35万 円
1784			男	昭和44年生		30万 円
1785			男	昭和47年生		40万 円
1786			男	昭和42年生		30万 円
1787			女	昭和57年生		27万 円
1788			女	昭和57年生		27万 円
1789			男	昭和45年生		27万 円
1790			女	昭和53年生		27万 円
1791			女	昭和58年生		25万 円
1792			女	昭和58年生		25万 円
1793			女	昭和58年生		25万 円
1794			女	昭和58年生		25万 円
1795			女	昭和58年生		25万 円
1796			女	昭和58年生		25万 円
1797			男	昭和51年生		25万 円

[標準賞与額相違用]

事案番号	氏名	基礎年金番号	性別	生年	住所	標準賞与額
1798			男	昭和39年生		28万 円
1799			男	昭和48年生		25万 円
1800			女	昭和53年生		5万 円
1801			男	昭和43年生		36万 円
1802			女	昭和59年生		21万 円
1803			女	昭和59年生		21万 円
1804			女	昭和60年生		21万 円
1805			女	昭和59年生		21万 円
1806			女	昭和59年生		21万 円
1807			女	昭和59年生		21万 円
1808			女	昭和59年生		21万 円
1809			女	昭和59年生		21万 円
1810			女	昭和59年生		21万 円
1811			男	昭和54年生		25万 円
1812			男	昭和42年生		15万 円

岐阜厚生年金 事案 1813

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月から 32 年 4 月 21 日まで
ねんきん定期便を確認したところ、生前夫が働いていたと言っていたA県にあるBという会社の記録が漏れているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人が申立期間において、A県にあったBという名称の会社に勤務していたと主張しているところ、申立人が申立期間の後に勤務したC社の複数の同僚が、「C社の販売会社で、D社があった。」と証言している。

しかしながら、オンライン記録によると、D社は、昭和 34 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間において適用事業所でないことが確認できる。

また、D社は、昭和 35 年 9 月 20 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も死亡しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

なお、D社の新規適用時に資格取得している6人のうち5人は、申立期間においてC社で厚生年金保険に加入しているところ、同社において、申立期間に厚生年金保険被保険者期間のある42人のうち、連絡が取れた7人に照会したが、申立人がいつから同社に勤務していたのか明確に回答を得ることができない。また、複数の同僚は、同社における入社年月日と厚生年金保険加入年月日はほぼ一致していると供述しているところ、申立人の同社における資格取得日は昭和 32 年 4 月 21 日となっている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主

により給与から控除されていたことを認めることはできない。